

## 大阪府立大学発ベンチャー企業取扱い要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、大阪府立大学（以下、「本学」という。）が関わるベンチャー企業（以下、「本学発ベンチャー企業」という。）について、本学の取扱いを定めることにより、その創出を促進し、産学官連携活動の推進を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 本学発ベンチャー企業とは、次の各号のいずれかの要件を満たす企業（個人事業所を含む。）をいう。

- (1) 【特許による技術移転型】本学又は本学の教員が所有する特許をもとに起業する場合
- (2) 【特許以外による技術移転型、研究成果活用型】本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて起業する場合
- (3) 【人材移転型】本学の教員や技術系職員、学生等がベンチャー企業の設立者となったり、その設立に深く関与したりした起業の場合
- (4) 【出資斡旋型】本学がベンチャー企業の設立に際して出資の斡旋をした起業の場合
- (5) 【その他関係型】本学が上記以外の支援をした起業の場合

### (認 定)

- 第3条 本学発ベンチャー企業としての認定を求める企業の代表者は、様式第1号により学長あて申請書を提出するものとする。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、前条に規定する要件をもとに認定の適否を審査するものとする。
  - 3 学長は、様式第2号により申請者にその審査結果を通知するものとする。

### (創出の促進)

第4条 本学は、本学発ベンチャー企業の創出を促進するため、年度計画に沿って必要な取組みを行うものとする。

### (便宜の措置)

- 第5条 本学は、本学発ベンチャー企業の希望により、その便宜を図るため、必要に応じて次の措置を行うことができるものとする。
- (1) 登記上の住所を本学住所とすること。
  - (2) 郵便物の収受に便宜を図ること。
  - (3) 共同の机、椅子等を利用させること。
  - (4) その他、学長が必要と認めること。
- 2 本学発ベンチャー企業は、前項の措置を希望する場合は様式第3号により学長あて申請書を提出するものとする。
  - 3 学長は、前項の申請があったときは必要に応じて措置を行うものとし、様式第4号により申請者にその旨を通知するものとする。

### (管理運営)

第6条 本学発ベンチャー企業の管理運営については、自己の自主的な判断と責任のもとに

行われるものであり、本学として関与しない。

(現状報告)

第7条 本学発ベンチャー企業の代表者は、毎年9月末までに当該企業の活動に関する現状報告書(様式第5号)を学長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第8条 学長は、本学発ベンチャー企業が次の各号のいずれかの基準(以下、「認定取消基準」という。)に該当するときは、様式第6号により、認定の取消しを行うものとする。

- (1) 本学発ベンチャー企業としての企業活動の実態がなくなったとき
- (2) 本学発ベンチャー企業の役職員が企業活動に伴い、法令に違反して逮捕されるなど反社会的な行為を行ったとき
- (3) その他の理由により、本学発ベンチャー企業としての認定を維持することが適当でないとき

(意見聴取)

第9条 学長は、前条に規定する本学発ベンチャー企業の認定の取消しを行おうとする場合は、その企業(以下、「認定取消対象企業」という。)に対して、意見聴取のための手続きを執り、その結果を踏まえ、決定するものとする。

- 2 学長は、意見聴取を行うにあたっては、意見聴取を行うべき期日までに相当の期間において、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
  - (1) 認定取消しの根拠となるこの要綱の認定取消基準の該当条項
  - (2) 認定取消しの原因となる事実
  - (3) 意見聴取の期日及び場所
  - (4) 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 3 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示するものとする。
  - (1) 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下、「証拠書類等」という。)を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること
  - (2) 意見聴取が終結するまでの間、当該認定取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること
- 4 学長は、認定取消対象企業の所在が判明しない場合においては、第2項の規定による通知を、その企業の名称、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに学長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその企業に交付する旨を本学の掲示場に掲示することによって行うことができるものとする。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその企業に到達したものとみなすものとする。
- 5 学長は、認定取消対象企業が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第3項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができるものとする。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に本学発ベンチャー企業として取り扱われているものは、この要綱に基づき認定されたものとみなし、この要綱を適用する。